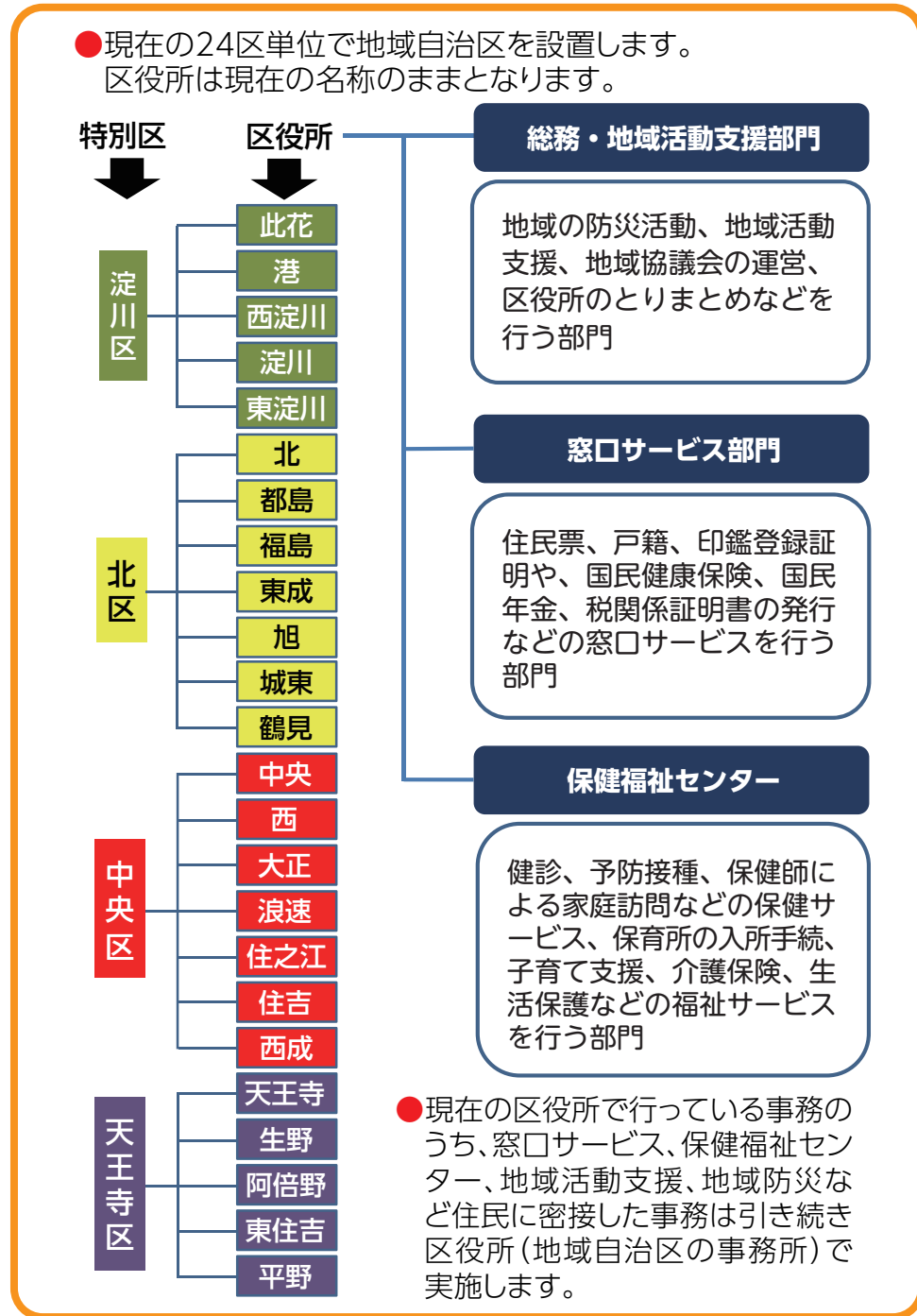


回次	議事内容
第33回 (令和2年2月26日)	特別区設置協定書(案)及び関連資料 ○区役所(地域自治区の事務所)の事務と組織体制 ○災害対策及び体制 ○市民利用施設(集客施設等)における優遇措置

区役所(地域自治区の事務所)の事務と組織体制

◆区役所は、最も住民に近い地域にあってそのニーズに沿ったサービスを提供する拠点としての役割を引き続き担います。



災害対策及び体制

◆災害時は4つの特別区に災害対策本部を設置し、特別区長のもとで、地域の被災状況等に応じたきめ細やかな応急救助や住民支援を実施します。

- 各特別区の職員は、勤務地にかかわらず、それぞれの特別区地域防災計画に定められた役割に基づき、災害対策に取り組みます。
- 各区役所は、特別区災害対策本部のもと、現在と同様に被災現場の対応等を実施します。

市民利用施設(集客施設等)における優遇措置

◆現在、大阪市で行っている市民優遇措置(入場料の減免等)は、協定書の趣旨を踏まえて、大阪府への移管後も維持します。

市民優遇措置を設けている施設のうち大阪府に移管する文化施設等や公園施設

- 大阪城天守閣、大阪歴史博物館、市立科学館、市立東洋陶磁美術館、市立美術館、市立自然史博物館、大阪城西の丸庭園、咲くやこの花館、長居植物園
…市内在住の65歳以上の方の入場料等が無料
- 天王寺動物園、^{けいたくえん}慶沢園
…市内在住の65歳以上の方、小中学生の入園料が無料



第33回協議会の開催風景

第33回協議会での委員の発言

- 維新** ・今は一つの危機管理体制で一人の市長のもと中之島に全てが集約されているが、特別区になれば4つに分かれるというのが最大のメリット。4つの災害対策本部にそれぞれ特別区長がいて、きめ細かく災害に対応できる。(藤田委員)
- 公明** ・特別区移行後も24区役所で引き続き、窓口サービスや地域防災活動、保健福祉センターの実施が明確になった。(西崎委員)
・災害対策を実行できるマンパワーが住民に近い24区役所に備わり、災害時に職員が総力を挙げて対応できることは安心。(山田委員)

- 自民** ・区役所に残る事務と本庁に移管される事務、それぞれの職員数をきちんと把握したい。本庁や地域自治区の事務と組織体制の積算根拠を示すべき。災害に関して市町村事務である消防が府に移管される中で、今後議論が必要。(川嶋委員)
- 共産** ・区役所に今よりたくさん職員がいても、具体的にどう動いて災害対応に当たれるか見えない。区役所に職員がたくさんいるから安全だということで、大阪府を潰すかどうかという住民投票への説明が足りたことにはならない。(山中委員)

特別区の設置を最終的に決定するのは住民の皆さまです

◆協議会でとりまとめられた協定書が大阪府・大阪市の両議会で審議のうえ、承認されれば、特別区の設置の賛否について、**大阪市民(有権者)を対象に住民投票が実施されることとなります。**

◆住民投票により、**有効投票総数の過半数が賛成となれば、現在の大阪市を廃止し、公選区長と区議会を置く基礎自治体として4つの特別区が設置されます。**

第8号の訂正とお詫び

経済効果額が訂正されましたので、以下のとおり訂正し、お詫び申し上げます。
[2頁] 「[2]マクロ計量経済モデルによる経済効果」欄

誤	訂正
実質域内総生産 → 5,033億円～1兆506億円 (波及効果を含めた効果 → 5,515億円～1兆1,511億円) ポイント ●財政効率化効果を社会資本整備に活用することで、10年間で累計約0.5兆円～1.1兆円の経済効果が発現する	実質域内総生産 → 4,680億円～1兆373億円 (波及効果を含めた効果 → 5,128億円～1兆1,366億円) ポイント ●財政効率化効果を社会資本整備に活用することで、10年間で累計約0.5兆円～1.0兆円の経済効果が発現する

協議会の詳細な開催状況は、大阪府・大阪市のホームページからご覧になれます。引き続き、「協議会だより」でもお知らせしていきます。
特別区に関するお問い合わせ窓口 副首都推進局(問い合わせ担当) TEL/06-6208-8989 FAX/06-6202-9355 大都市制度(特別区設置)協議会 検索

大都市制度(特別区設置)協議会だよりは、新聞折込みでお届けします。折込みは朝日・産経・日経・毎日・読売・大阪日日新聞の朝刊です。この6つの新聞を購読されていない大阪市内在住の方で自宅への郵送をご希望の方や点字版をご希望の方は、電話・FAX等で副首都推進局へお申し込みください。(電話番号06-6208-9503 FAX番号06-6202-9355)